



第 16 回 定時評議員会 議事録

令和 8 年 6 月 15 日 (月)



公益財団法人 佐野美術館

第 16 回定時評議員会議事録

1. 日 時 令和 8 年 6 月 15 日（月）午前 10 時 30 分から午前 11 時 50 分
2. 場 所 公益財団法人佐野美術館 講堂（静岡県三島市中田町 1 番 43 号）
3. 出席者 総評議員数 7 名
出席評議員 7 名
有賀 祥隆 岩崎 清悟 緒明 春雄 小野 徹
佐野 昌彦 平井 敏雄 若林 久
- 出席監事 2 名
佐藤 隆泰 森崎 祐治
- 出席理事
稲田 精治理事長・小杉 則子理事・館長・加藤 良晴常務理事
- 事務局
加藤 良晴常務理事
- （敬称略）
4. 議 長 評議員会会長 緒明 春雄
5. 議事録作成者 常務理事 加藤 良晴
6. 議 事

事務局加藤	[午前 10 時 30 分開会] 当公益財団法人定款 第 26 条の規定に基づき、評議員会の成立を報告し、評議員会の開会を宣する。また、監事の佐藤隆泰氏、森崎祐治氏に出席していただいている旨、報告した。 [理事長挨拶] 理事長より評議員会開催にあたり、挨拶がなされた。 [議長選出] 当公益財団法人定款第 25 条の規定に基づき、評議員会の議長は評議
-------	---

	員会会長が務める旨、説明する。
	〔議長挨拶〕
議 長	評議員会を始めるにあたり、緒明評議員会会長より挨拶があり、合わせて、出席評議員には議事運営に協力していただくよう発言があった。
	〔議事録署名人の指名〕
議 長	これから議事に入りますが、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人であります、当公益財団法人定款第 30 条第 2 項に議長及び出席した評議員のうちから選出された者 2 名とされておりますのでこれに従います。議事録署名人はいかがいたしましょうか。
一 同	「議長一任」
議 長	議事録署名人に小野徹氏、若林久氏を推薦し、諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり選出された。
	〔議案上程〕
議 長	第 1 号議案 令和 7 年度事業報告並びに収支決算承認の件 第 2 号議案 役員報酬・職員給与改定の件 第 3 号議案 令和 7 年度受贈美術品の件の 3 件を上程する。
	〔議案審議〕
	(第 1 号議案)
議 長	第 1 号議案 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）事業報告並びに収支決算承認の件について理事長の説明を求める。
理事長	資料により、令和 7 年度事業報告及び附属明細書について説明する。 資料により、令和 7 年度収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計

事務局 小杉・加藤	算書並びにこれらの附属明細書) について説明する。
議 長	事業報告並びに収支決算について事務局が補足説明をした。
森崎監事	収支決算について監事に監査報告を求める。
	5 月 19 日 (火) に佐藤監事とともに事業報告並びに収支決算及びこれら付属明細書について監査を実施した結果、帳簿、各種帳票類は的確に処理されており、事業報告並びに収支決算は適正であることを報告した。
	[質疑・応答]
議 長	第 1 号議案について、意見、質問等を求める。
議 長	特に質問・意見もなかったため、第 1 号議案について当公益財団法人定款第 27 条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。
	(第 2 号議案)
議 長	第 2 号議案 役員報酬・職員給与改定の件について理事長の説明を求める。
理事長	昨年は常勤理事 2 名が体調を崩して入院、長期離脱となりました。委託先の税理士法人より、役員保険に加入し、もしもに備えるよう指摘を受けましたので、加入を検討しています。ただし、常勤理事 1 名は、罹患した病気により保険に加入することができないため 1 名の加入となります。また、職員給与改定については、古い基準を改め、職員全員が納得できる給与体系を労務管理士法人に委託し来年四月の完成を目指します。ただし、役員保険に加入できない常勤理事については、本人が年金受給時に、給与の一部を返上しているため、一般職員より、給与が低く、役員保険にも加入できないという状況を鑑み、税理士法人の助言を受け、本人が返上した給与の半額を支給することにしたいと考えます。(資料-1~3) [質疑・応答]

議 長	第 2 号議案について、意見、質問等を求める。
議 長	議長から、今後の人事（役員交代）などを考慮し、「給与の返上」というのは、例のないことであり、本来の役員報酬に戻すことが適当である旨発言があった。
議 長	議長の発言に対し、特に反対もなかったため、第 2 号議案について諮ったところ満場一致をもって原案に議長提案を考慮し承認された。当該理事の報酬は 19 号俸に戻すこととした。役員保険は、設計プランの 2 に加入することとした。
議 長	（第 3 号議案） 第 3 号議案 令和 7 年度受贈美術品の件について理事長の説明を求める。
理事長	本件に関しては、専門的なことが含まれるため事務局が説明します。
館 長	資料－4 により令和 7 年度に受贈した美術品の説明を館長がした。
事務局加藤	財務表上の記載についてはその他固定資産の美術品として計上する旨、加藤常務理事より説明があった。
	[質疑・応答]
議 長	第 3 号議案について質問を求める。
議 長	特に質問・意見もなかったため、第 3 号議案について当公益財団法人定款第 27 条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。
議 長	特段、報告事項も無く、議案の審議等すべて終了したので、午前 11 時 50 分佐野美術館の第 16 回定時評議員会の閉会を宣した。

以上、議事の内容を明らかにするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が記名捺印をする。

令和8年6月15日（月）
公益財団法人 佐野美術館

（議 長）

評議員会会長

緒明 春雄 

（議事録署名人）

評議員

小野 徹 

（議事録署名人）

評議員

若林 久 